

宮島訪問税について

ちょうどいい、みつけた。



はっかいし

市民等への説明状況

1. 一般広報

- 市民等に宮島訪問税の必要性について広く周知を図るため、次の取組を実施。

- ・ これまでの検討経過を市ＨＰに掲載
- ・ 広報はつかいちでの特集（１１月号）
- ・ 広報はつかいちと連動した説明用動画での説明
- ・ 広報はつかいち、市ＨＰと連動した質問投稿フォームの開設
- ・ 「きらり☆はつかいち」を活用した周知 11/17、11/18、11/20



2. 各種団体への説明

- 地域コミュニティへの代表者、商工会議所、観光協会等へ説明を実施。

地域コミュニティ

- ・ 宮島町総代会理事会 7/2
- ・ まちづくり座談会（吉和地域）10/2
- ・ まちづくり座談会（廿日市地域）10/5
- ・ 大野区長会連合会 10/6
- ・ まちづくり座談会（宮島地域）10/6
- ・ まちづくり座談会（大野地域）10/7
- ・ まちづくり座談会（佐伯地域）10/9
- ・ 廿日市市町内会連合会理事会 11/12
- ・ 大野第1区女性会（出前トーク）12/25

経済団体等

- ・ はつかいち観光協会理事会 10/13
- ・ 廿日市商工会議所正副会頭 10/19
- ・ 佐伯商工会 10/21（資料送付）
- ・ 大野町商工会理事会 10/22
- ・ 宮島町商工会 11/10（資料送付）
- ・ 宮島観光協会常任理事会 11/19
- ・ 宮島口商店会 1/19

出前トークでの説明



3. 宮島訪問税の制度概要に関するパブリックコメント

- 宮島訪問税の制度概要に関するパブリックコメントを実施中。

期 間

令和3年1月6日（水）～令和3年2月3日（水）

閲覧場所

- ・ 市ＨＰ
- ・ 市役所 6 階 宮島財源確保推進室
- ・ 市役所 2 階 行政資料室、各支所 情報公開コーナー

宮島訪問税の活用の方策

1. 普通税での構築

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、大きく2つに分類できる。

(例)

外部からの来訪によって
発生・増幅する行政需要

① 来訪・観光目的によって発生する行政需要

② 市民にも提供しているサービスでその数量が
増幅する行政需要

宮島口渋滞対策の実施、宮島おもてなしトイレ等の設置・維持管理など

大規模な旅客ターミナルの改修・維持管理、ごみ処理、消防・診療所などの医療体制など

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は必ずしも観光等に限定されることなく多岐にわたるため、あらかじめ事業（使途）を限定する目的税では活用する範囲が限定的となるため、**普通税**で構築する。

2. 趣旨規定と予算・決算での審議

- 課税根拠を明確にするため、第1条に趣旨規定を設け、毎年の予算・決算で宮島訪問税の活用事業を議会に提示し、審議いただく。

■廿日市市宮島訪問税条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する宮島訪問税に関し必要な事項を定める。

（課税の根拠）

第2条 地方税法第5条第3項の規定に基づき、宮島訪問税を課する。

■予算・決算で示す資料イメージ

（単位：千円）

歳入	歳出			
	事業名	事業費	特定財源	一般財源
300,000	〇〇〇〇〇事業	40,000	0	40,000
	□□□□□事業	30,300	14,700	15,600
				
300,000		1,224,300	879,600	344,700
				うち宮島訪問税活用額 300,000

- 別紙の廿日市市宮島訪問税条例（素案）を参照

特別徴収義務者との協議

1. 特別徴収と特別徴収義務者とは

- 特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者とし、その者が納税義務者が負担すべき税金を徴収し、その徴収した税金を市に納入すること。

2. 特別徴収義務者と協力関係をもつ必要性

- 宮島訪問税は、人口減少・少子高齢化の進行による厳しい財政状況の中でも、宮島への多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応するために課する法定外税である。また、多くの来訪によって発生・増幅する行政需要は、多くを市民全員で負担をしているが、将来にわたって安定的、継続的に対応するために来訪者にもその一部を負担していただく構造に切り替えることは、市全体に有益である。
- 船舶による入域を課税ポイントとした法定外税の導入にあたり、特別徴収義務者を船舶運航事業者として指定することは、観光客等の来訪者にとって、運賃と税を一度に支払える等利便性が高く、また乗船客の安全確保及び運航の効率性に優れていることから、特別徴収の円滑化を支援する必要がある。
- 加えて、生活航路に指定された区間で大量輸送を担う特別徴収義務者（公共交通機関）については、他の事業者と比較しても、多くの旅客を輸送し、安全・安定・効率的な運航を確保した上で、多様な券種の区分、課税対象外である宮島地域の住民・通勤通学者、年払いの判別等を効率的に行う必要がある。
- そのため、具体的な運賃収受・税徴収システムの構築にあたって、その機能水準を共有して具体的な費用負担の検討を行い、運賃収受・税徴収を円滑に可能とする仕組みを共同して構築する必要性がある。

3. 特別徴収義務者との役割・費用負担

- 税徴収の導入に必要となる運賃収受・税徴収のための初期・運営費用については、地方自治法第232条の2に基づく補助金により負担する。
- また、宮島住民や通勤通学者等多くの課税対象外が乗船する生活航路については、大量輸送の中で課税対象外の判別に伴う費用についても補助金により負担する。
- 特別徴収義務者が、徴収を円滑に実施できるよう、宮島口旅客ターミナル観光案内所において、外国人訪問客等の納税義務者に対し、税の趣旨、支払い方法を丁寧に案内するとともに、税導入時や多客時には、臨時案内所を設置し、多言語による案内を行う。

フェリー（生活航路）での特別徴収

徴収方法

検討中の徴収方法＜Aは「課税」、Bは「課税対象外」及び「税年払い」とした場合＞

- キップ等販売時点で「課税」「課税対象外」「税年払い」ごとの確認を済ますことにより、改札の負荷を軽減
- 改札には非接触・省人化を図る機器の導入を行う

①乗車券	A
	B
②回数券	A
	B
③ICカード	A
	B
④企画チケット等	A
	B
⑤定期券	B
⑥団体	A
⑦車両（運転手）	A
	B

券売機で販売チケットの券面にQ Rコードを印刷、改札機へ
 ・Aの券面は“運賃＋税”
 ・Bの“運賃のみ”は、「課税対象外・年払い証明書」を券売機にかざした場合のみ購入可能

券売機
(イメージ)



課税対象外・年払い証明書（イメージ）

宮島訪問税課税対象外(年払い)証明書

氏名 ○○ ○○

住所 廿日市市宮島町○-○○

有効期限 令和○年○月○日まで

発行日 令和○年 ○月 ○日

廿日市市長 松本 太郎印

改札で引き取り

改札で「課税対象外・年払い証明書」を係員に提示し、“運賃”のみ引き取り

“税のみ（100円）”券を購入＋企画チケットを有人改札又は有人の券売窓口で提示

「課税対象外・年払い証明書」を提示し購入

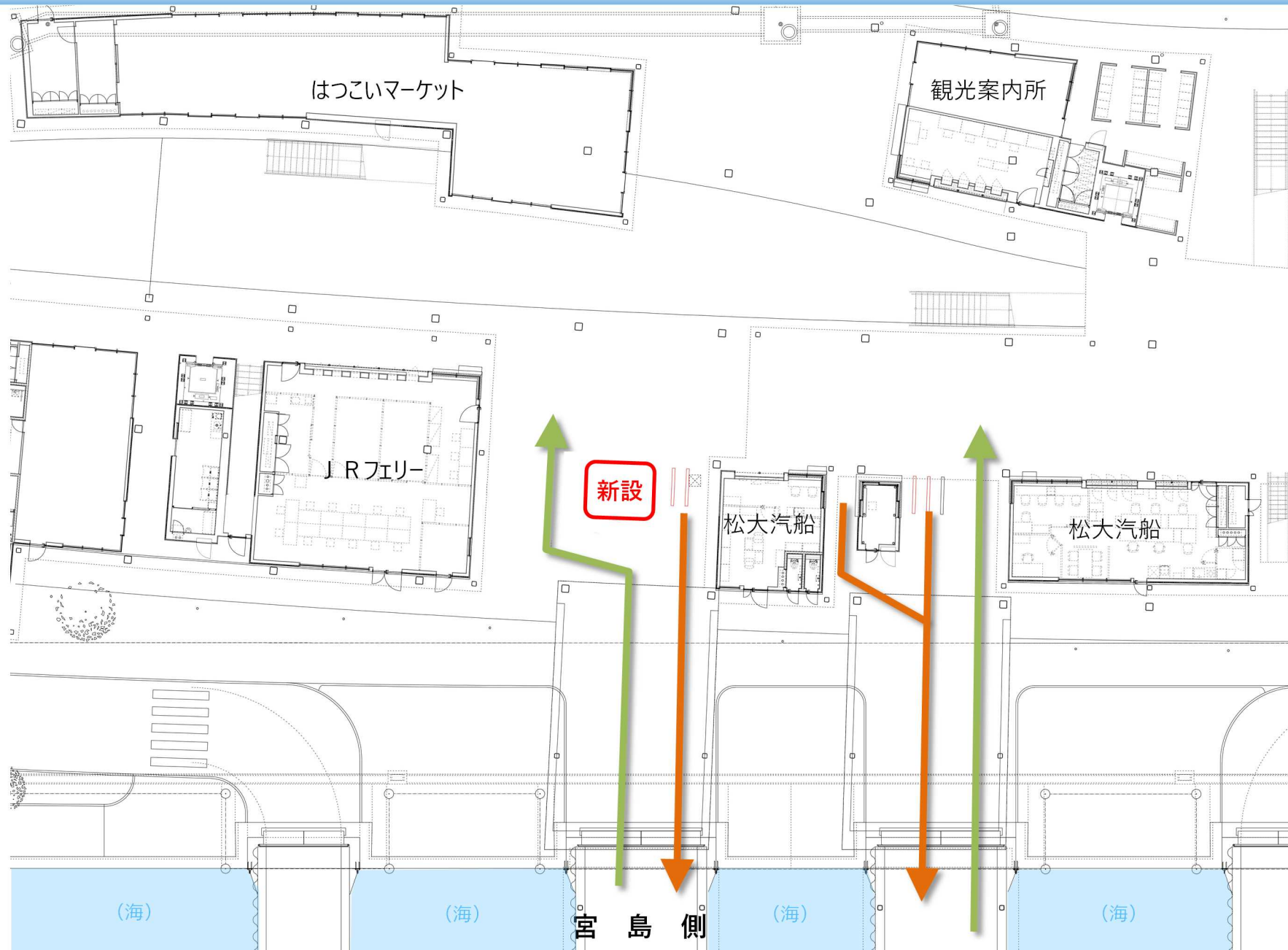
“運賃＋税”を団体ごとにまとめて支払い

①乗車券②回数券と同じ



自動改札機（イメージ）出典：北九州高速鉄道株式会社（北九州モノレール）

改札のイメージ（宮島口旅客ターミナル）



税徴収費用の内容

イニシャルコスト(税導入前)	機能等の考え方
徴収システム（構築業務、システム開発等） （宮島～宮島口の生活航路での機器設置、改修等） 3億7,300万円	◆ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない ◆ 乗客に過度な手間をかけさせない ◆ 多くの乗船客のうち課税対象外（宮島地域の住民・通勤通学者）の判別を行う ◆ キャッシュレス・非接触化による顧客の利便性向上
観光航路事業者徴収準備 1,300万円	◆ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない ◆ 乗客に過度な手間をかけさせない
宮島口旅客ターミナル改札建屋（JR西日本宮島フェリー）設置（設計、建設） 2,800万円	◆ 企画チケット客からの税徴収を確実なものとするため等から、改札機能を強化する
臨時案内所設置 100万円	◆ 税制度への問合せ対応、企画チケット客への税券購入の誘導等を行う
課税対象外・年払い証明書発行システム 3,400万円	◆ 徴収現場において機械的確認などができるものとする ◆ 市が発行する事務量、コストも考慮
事前広報 2,500万円	◆ 納税義務者への理解を得、特別徴収義務者の負担を軽減する ◆ 旅行業者、交通事業者等への周知徹底を図ることにより、観光客等の来島のスムーズ化を図る
ランニングコスト(税導入後)単年度	機能等の考え方
徴収事務経費 2,780万円	◆ 運賃上乗せの税徴収に係る経費 ◆ 生活航路では課税対象外の判別にかかる費用や企画チケット客対応について考慮
臨時案内所運営 1,700万円（※初年度想定）	◆ インバウンド客等がスムーズに税の支払いが行えるよう案内を行う ◆ 税徴収が徴収現場や一般に浸透するまでの設置を予定
課税対象外・年払い証明書発行システム 80万円（※初年度想定）	◆ コードの発行・管理費用等が必要
広報 500万円（※初年度想定）	◆ 納税義務者への周知、理解を得る

【注意】

1. 金額は、メーカー等への聞き取りにより市が積算しています。今後の詳細設計や運航事業者等との協議により変動します。

税徴収費用と収支見込み

(単位：円)

費用項目		導入前	導入後	
			1年目～5年目	6年目～10年目
イニシャルコスト	徴収準備補助等	3億8,600万	(3億2,144万)	(6,456万)
	J R改札建屋建築	2,800万	(380万)	(380万)
	臨時案内所製作・工事	100万	(100万)	(0)
	証明書発行システム	3,400万	(3,400万)	(0)
	広報（事前周知）	2,500万	(2,500万)	
	小 計 （A）	4億7,400万	(3億8,524万)	(6,836万)
ランニングコスト	徴収経費補助		1億3,900万	1億3,900万
	臨時案内所		3,400万	0
	証明書発行		200万	200万
	広報		900万	900万
	小 計 （B）		1億8,400万	1億5,000万
コ ス ト 合 計 （C） = （A） + （B） （イニシャルコストを耐用年数で割った場合）			(5億6,924万)	(2億1,836万)

来島者 300万人	税収見込額（D）	10億2,620万	10億2,620万
	収支見込額（D）－（C）	4億5,696万	8億 784万
来島者 400万人	税収見込額（E）	15億2,120万	15億2,120万
	収支見込額（E）－（C）	9億5,196万	13億 284万

【注意】

- 導入後の欄の（ ）の額は、の徴収準備の機器類は定率法、ソフトウェアや建屋は定額法により、導入後の償却年数分に割り振りを行っています。
- 金額は、メーカー等への聞き取りにより市が積算しています。今後の詳細設計や運航事業者等との協議により変動します。

スケジュール

約1年半～

【徴収システム】

課税非課税の判別方法、
の対応方法の概略を

乗船券の券種別
協議決定

イニシャル・ランニング
・決定

●観光航路
事業者説明会
(8/19)

コストに係る費用負担

の考え方を協議

観光航路事業者への
協議

ヒアリング・徴収方法

議員全員協議会
(12月17日)

議員全員協議会
徴収方法・費用説明(1月25日)

条例の議会上程・議決

税徴収システム
構築支援業務

条例施行日の確定

システムの開発、
券売機等の製作

実証実験等

特別徴収義務者説明会

・導入日の周知
・徴収事務への支援
策等の説明

観光航路事業
者の費用補助

条例の施行
(法定外税の徴収開始)

【改札建屋・臨時案内所】

J R・松大、

広島県、設計事務所

との協議

改札建屋詳細設計

工事

【非課税・年払いシステム】

仕様の検討

準備等

契約・発注

証明書発行

【市の税システム改修】

システム改修

【広報】

企画公募

事前広報実施